

第 11 回 横浜市税制調査会会議録	
日 時	平成 28 年 1 月 25 日 (月) 午後 1 時から午後 3 時まで
開 催 場 所	市庁舎 3 階 311 会議室
出 席 者	青木委員、柏木委員、川端委員、柴委員、星野委員
欠 席 者	上村委員、望月委員
開 催 形 態	公開 (傍聴者 0 人)
議 題	1. 地方法人課税のあり方について 2. その他
決 定 事 項	平成 27 年度横浜市税制調査会答申について、修正の上確定
議 事	<p>1. 地方法人課税のあり方について</p> <p>(座長) 28 年度税制改正に係る豊田市の減収額の新聞記事を手元に配付している。横浜市版の影響額を答申に載せたらどうか。</p> <p>(事務局) 答申を 2 月中旬に確定するのであれば、影響額を試算することは可能である。</p> <p>(座長) 影響額を載せるということでよいか。</p> <p>(委員) 異議を唱える者なし</p> <p>(座長) それでは、影響額を記載する場所は第 1 章第 1 節と第 2 節の間に節を設けて、タイトルを「横浜市税収に対する大きな影響額」ということでよいか。現行の第 2 節は、新しく第 3 節とする。</p> <p>(委員) 異議を唱える者なし</p> <p>(事務局) 資料 1 に基づき、「平成 27 年度横浜市税制調査会答申 (案)」の「目次」及び「はじめに」について説明。</p> <p>(委員) 「はじめに」について、抑揚がありすぎるのではないかと。また、5 ページの上から 2 つ目後半から 3 つ目の段落について、法人住民税とはそもそもどういふものかの議論が後からでてきたことになっている。横浜市税制調査会として、税収減になるのはおかしいから議論してきたように見えてしまう。横浜市税制調査会としては、まず、法人住民税のあり方を整理した上で、地方法人税がそれに適合するかどうかという議論をしたという流れではないかと。</p> <p>(座長) おっしゃる通りだ。「冒頭の危機感に対する答えはこれだけでも、答えそのものは、法人住民税がどうあるべきかの答えがないと出てこないものである。法人住民税がどうあるべきかについては、順番が前後するが、最後の章でまとめた」と書き直したい。同じような話が、後ろでも出てくるのでそこも併せて直す。「危機的な状況に対する答えは先に書いた。危機に対する任務は完遂できたが、そもそも任務を遂行するには、法人住民税がどうあるべきかというのがあった。これは、順番が前後するが第 3 章で詳しく書いておく」としたいがよいか。</p> <p>(委員) 異議を唱える者なし</p>

	<p>(委員) 5ページの最後に市長の諮問の内容に「課税自主権」という言葉があるが、3ページ中段に「地方自治の消滅」と書いてある。語句の統一が必要ではないか。</p> <p>(座長) 課税自主権の定義をどうするか。</p> <p>(委員) 総務省が言う「課税自主権」とはなにか。</p> <p>(主税部長) 課税自主権は、一般的には法定外税や超過課税のことを指すことが多いのではないか。座長が言っている課税自主権は、「課税権」の方が近いのではないか。諮問の内容は、狭義の課税自主権、法定外税や超過課税として使っている。</p> <p>(委員) 根本的に地方自治を支える地方の自主財源、自主財政主義とか、枠法としての地方税法を乗り越えたところにある地方の課税権というレベルの話である。</p> <p>(座長) 課税権で統一する。課税自主権としている所は、課税権とする。ただし、5ページの最後の「課税自主権を活用する方向での議論が叶わなかった」という所は残す。課税権と課税自主権の説明が必要であれば入れる。「課税自主権を活用するには広い意味の課税権が守られることが必要だから、これを守るために今回の答申になった」という。</p> <p>(委員) 市長の諮問は、地方法人税が出来て、税収減になるという根本的な屋台骨に関わる文脈で出てきた答申なので、地方の課税権自体を問題として議論したと言える。</p> <p>(座長) 固有名詞以外の「課税自主権」を「課税権」に置換する。5ページの最後は、きちんと書いて、課税自主権と課税権の違いを書く。</p> <p>(委員) 5ページの「横浜市長よりいただいた諮問は」の後の文字のフォントが大きい。4ページの2段落目「かくして」で始まる部分だが、最後にある「法人住民税の一部国税化・地方法人税の導入」とあるが、3ページ目の真ん中の「法人住民税の一部国税化（地方法人税の創設）」と記載があるので、表現を合わせた方がよい。</p> <p>(座長) 3ページの表現に合わせる。また、数字の全角半角が混同しているので、合わせて直す。</p> <p>(事務局) 資料1に基づき、「平成27年度横浜市税制調査会答申（案）」の「第1章第1節」について説明。</p> <p>(座長) 7ページの一行目、「一部」が抜けている。 10ページのタイトルは変えられないか。</p> <p>(委員) 7ページの四角の中の文言を変えれば良いのではないか。「法人住民税の一部国税化（地方交付税への繰り入れ）」「法人実効税率の引き下げ」「企業版ふるさと納税の導入」として、それに対応するように8ページ以降のタイトルを変えたらどうか。</p> <p>(座長) そのとおりに修正する。</p>
--	--

<p>(委員)</p>	<p>7ページの四角の下の5行について 「この3点～以下のおりである。」で改行したほうが良い。「これらの改正には、」で始まる文章だが、「以下に引用するように」という表現に変えて、「以下に引用するように、改正の根拠・目的として「●●」や「●●」が唱えられている。」と続けた方が良いのではないか。</p>
<p>(座長)</p>	<p>そのとおりに修正する。 12ページの上から6行目は、「全駅」ではなく「全域」である。企業版ふるさと納税について、「改正の内容」がないため、他のフォーマットと合わせる。 第2節として、深刻な影響額を書く。 第3節本章のまとめ、タイトルを「課税権の侵害は自治の否定」とする。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>資料1に基づき、「平成27年度横浜市税制調査会答申(案)」の「第1章第2節(現行)」について説明。</p>
<p>(座長)</p>	<p>欺瞞はやめる。「目的と意味の分からない主張や議論が行われている。」にする。</p>
<p>(委員)</p>	<p>14ページの「第2には」の所で「地方自治体への説明」は削除する。</p>
<p>(座長)</p>	<p>その下の説明も消す。「指定都市を対象とした協議の場が必須である・・・」とする。</p>
<p>(主税部長)</p>	<p>13ページの4段落の所であるが、「自主財源に基づく課税権は地方自治の根幹であり、地方税理論は課税権を支えるための必須である。」という部分。</p>
<p>(委員)</p>	<p>課税権は地方自治の根幹。</p>
<p>(主税部長)</p>	<p>自主財源を確保し得る課税権</p>
<p>(座長)</p>	<p>「自主財源を確保する、担保する、保証する 課税権」に直す。はじめにも似た表現になっているので直す。</p>
<p>(委員)</p>	<p>15ページが一番下の段落「これら3点の改正・・・」の所も直した方が良いと思う。</p>
<p>(座長)</p>	<p>地方税を課税権に直したうえで、加筆する。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>資料1に基づき、「平成27年度横浜市税制調査会答申(案)」の「第2章前文」について説明。</p>
<p>(座長)</p>	<p>「悪行」はやめて、マイルドな表現にする。</p>
<p>(主税部長)</p>	<p>16ページ3つ目の黒丸「一部国税化の理由に税収格差の是正が巧みに盛り込まれているからである」と書いてあるが、国は「財政力格差の縮小」といっているので、そちらに合わせたい。</p>
<p>(座長)</p>	<p>公式見解は、そちらだから、合わせる。</p>
<p>(事務局)</p>	<p>資料1に基づき、「平成27年度横浜市税制調査会答申(案)」の「第2章第1節(1)」について説明。</p>

(委員)	18 ページ①まず1つはの出口は、「批判されるべきではない」ではなく「的を得ていない」ではないか。
(主税部長)	むしろ当たり前のことである。国が言っているのは、自治体の安定的な財政運営に大きな影響があるから直したいと言っている。むしろ当たり前のことであり、自治体の安定的な財政運営に資することである。批判されるべきところは、的を得ていない。ということである。
(座長)	文章が長いので、適当な所で切って、主税部長が言っている言葉にしたい。
(委員)	「誤解を恐れず」の文の二行目後半に「当該自治体」を「法人が立地しない自治体」と言った方が良い。
(座長)	直す。
(委員)	19 ページ②のタイトルは、応益ではなく受益ではないか。
(座長)	直す。
(委員)	19 ページ一番上から2行目「企業利益 (収益)」ではなく、「企業収益」で良いのではないか。
(座長)	直す。
(委員)	22 ページの一行目の文章は「他の市町村と比べて大都市において法人が受ける受益が多い」ではないか。
(座長)	直す。法人の受益が他の市町村より多いというだけの話。「受ける受益」はおかしい。
(委員)	「人口一人」などが漢字と算用数字が混じっている。
(座長)	算用数字に合わせる。
(企画係長)	「一人当たり」は、漢字とひらがなが混じっている。
(座長)	「人口1人あたり」とする。
(委員)	18 ページの「まず1つは」「特に」「最後の第3」と言っているので、1や3はいらないのではないか。「まずは」とか「最後に」でいいかもしれない。
	14 ページは、「まず1つ」「第2」「第3点」となっているので、統一したほうが良いと思う。
(座長)	直す。
(事務局)	資料1に基づき、「平成27年度横浜市税制調査会答申(案)」の「第2章第1節(2)」について説明。
(座長)	23 ページの一番下の「前述したとおり・・・」の一行は、意味はないので、削除する。次の行の「従来から」を削除する。24 ページの一番下の「よって」は「したがって」に置換。
(委員)	法人課税だけで変動性をいうのは不当。租税体系全体で見た方が良い。
(座長)	それが必要か。書くならば、「法人住民税は否定してはいけません。しかも税収の不安定性というのは、単独に法人住民税だけを見て判断

	<p>できるものではなく、主要財源の固定資産税を含めた税体系として判断すべきであり、ここだけを取り上げて変動性があると判断するのは不適である。」</p>
(委員)	24 ページの 5 行目の「様々な」にかかっているのは、法人か施策か。
(事務局)	施策である。
(委員)	「法人に対する様々な施策」とすべきではないか。
(座長)	法人に対する様々な支援、法人活動を下支えする と言った方が良い。「法人活動を支援する施策を様々行っており」とする。
(委員)	伸張性について述べなくても良いか。
(座長)	第 3 章で税収変動の事を足すことで行きたい。 25 ページ (3) にもう一度、課税権の侵害について入れる。
(委員)	25 ページの下から二つ目の黒丸「左記に整理したように」の目的語が無いと思う。「左記に整理したように、いま一つの視点からの検討を行う前ではあるが、」で良いのではないか。
(座長)	そのように直す。
(委員)	23 ページの (2) の一つ目の黒丸の「第 2 の理由は」は、「第 2 の根拠は」とした方が良いと思う。 25 ページの「法人住民税の国税化には根拠はない。」という部分「法人住民税の一部を国税化した根拠 (偏在性、変動性) は、根拠ではない。」と言った方が良い。
(委員)	実質的根拠にならないという意味だ。
(事務局)	資料 1 に基づき、「平成 27 年度横浜市税制調査会答申 (案)」の「第 2 章第 2 節」について説明。
(座長)	28 ページ一番最後「自主財政権」を「課税権の侵害、縮小」に変える。
(委員)	26 ページの真ん中「もしもこのイメージを信じてしまうと・・・。」の一文の意味が分からない。
(主税部長)	地方分権＝地方自治体の自治体の自立性を高める事 自立性を高めるには、自主財源の拡充を高める事 自主財源の拡充とは地方税を拡充する事
(座長)	交付税の拡充を国のお金でやるのは大賛成。人の金でやるなということ。「共助」「共同税」「水平調整」を否定したかった。
(主税部長)	地方税を使って共同税を作るのはおかしい。
(委員)	共同税のように見えて、横浜市からみると自主財源を奪われただけと書けば良いのではないか。
(事務局)	一般的な交付税は、地方固有の財源と言われているが、地方税が減らされて、それを直接交付税に入れたこと自体が一般的な交付税と同じ位置づけで語っているということよりむしろ、持って行かれてもまた返ってくるんだからと一般的な地方交付税とは違って、元々あった税

	と同じであるという、つまり自主財源と近い形で区別して批判されないというイメージがある。
(事務局)	資料1に基づき、「平成27年度横浜市税制調査会答申(案)」の「第2章第3節」について説明。
(座長)	31ページ一番下の黒丸は、付けたしなので、大胆に変える。目の前の危機に対する答えを出した。次章ではそもそも土台になっている部分を書きたい。
(委員)	自主財源と依存財源は違うということはきちんと言った方が良い。
(座長)	26ページの部分は、分かりやすく書く。
(事務局)	資料1に基づき、「平成27年度横浜市税制調査会答申(案)」の「第3章」について説明。
(委員)	32ページの下から二つ目の黒丸「活動規模」「事業活動の規模」「事業規模」と3つ言葉がある。
(座長)	活動規模に統一する。
(委員)	34ページ下から3つ目の黒丸「どこからどこへ」税源移譲する必要性があるのか。
(座長)	政令指定都市の特殊な状況とは、道府県から指定市に移譲する必要があるのではないか。に直す。
(委員)	33ページのあたり、「まず」の段落。付加価値は、課税客体。それを数値化した物が課税標準であると思う。それを見ると、一番下の黒丸、下から二行目「付加価値という課税標準の構成要素」と記載されており、整理したほうが良い。課税標準というならば、付加価値額や付加価値割という表現を使った方が良い。
(座長)	混乱した印象をもたれるので、きちんと整理したい。
(委員)	33ページの「まず」の段落。下から3行目の「我が国では同一の課税標準に相乗り」これは、「課税客体に相乗り」である。
(委員)	32ページ一番下の「法人住民税に適切なのは」という所は、「法人住民税の課税客体として適切なのは」であろう。
(委員)	今のところは、「所得ではなく外形標準」か「所得課税ではなく外形標準課税」にしたほうが良い。 付加価値の計算の仕方まで踏み込まないのか。
(座長)	今年は議論していないので、答申には盛り込めない。
(委員)	「総じていえば」とか言えないか。
(座長)	課題としてチラ見せして先送りします。
(委員)	色々やり方があることを言えばいい。
(座長)	今のままだと事業税に相乗りすればいいと見える。バリエーションがあるという事を言う。「法人事業税と違ってGDP型がある」とか付け加える。

	<p>(委員) 上から2つ目の黒丸下から2行目「税目数多く」になって、「が」が抜けている。 33ページ下から3行目に改行が入る。</p> <p>(事務局) 資料1に基づき、「平成27年度横浜市税制調査会答申(案)」の「おわりに」について説明。</p> <p>(座長) 上から2文まではそのまま、「最後の第3章は」の文章を変える。「最後には、法人住民税がどうあるべきかをやり、それを基にして、第1章第2章の結論が導かれた」としたい。</p> <p>(委員) 『市長の諮問』にこう答えました」と言った方が良いのではないか。</p> <p>(座長) はじめにと繋がると思うから、はじめにの一番最後のロジックを教えてください。</p> <p>「以上、本税制調査会が国税化をテーマにしたのは、こういう危機感があって、批判的な審議を行いました。それに引き続いて、市長の諮問は何々であるが、直接的に課税自主権の活用を審議するというよりも、その土台になっている課税権を守ることに最優先をしなければならなかった。」としても良いか。</p> <p>(委員) それでよいのではないか。「おわりに」の部分は、「諮問で問われていた活用上の諸課題として地方法人税など3つに取り組んできたが、特に重要と思われる法人住民税に焦点を当てた。税制改正について市長会で頑張ってください。」と書いたらどうか。</p> <p>2. その他 特になし</p>
<p>資 料</p> <p>・</p> <p>特 記 事 項</p>	<p>1 資料 平成27年度横浜市税制調査会答申(案)</p> <p>2 特記事項 今回は、改めて日程調整をする。</p>